

Unofficial Translation - please refer to the original English version in the case of any questions  
非公式の翻訳 - 疑義がある場合には、原文英語版を参照されたい。

## 国際仲裁における利益相反に関する IBA ガイドライン

(日本仲裁人協会による日本語訳)

2004 年 5 月 22 日国際法曹協会理事会承認

The International Bar Association Arbitration Committee sincerely thanks the Japan Arbitration Association and its working group for their invaluable contribution in producing the Japanese language translation of these Guidelines.

国際法曹協会仲裁委員会は、日本仲裁人協会及び同協会のワーキング・グループの本ガイドライン日本語訳作成のための貴重な貢献に心から感謝する。

## 目次

序文	3 頁
第1章 不偏、独立および開示に関する一般基準	6 頁
第2章 一般基準の実際の適用	13 頁
1. 放棄不可能なレッド・リスト	15 頁
2. 放棄可能なレッド・リスト	15 頁
2.1. 仲裁人と紛争との関係	15 頁
2.2. 仲裁人の紛争における直接または間接の利害	15 頁
2.3. 仲裁人と当事者または代理人との関係	15 頁
3. オレンジ・リスト	16 頁
3.1. 過去における一方の当事者への役務提供または事件とのその他の関わり	16 頁
3.2. 一方の当事者への現在の役務提供	16 頁
3.3. 仲裁人と他の仲裁人または代理人との関係	16 頁
3.4. 仲裁人と仲裁の当事者または他の関係者との関係	17 頁
3.5. その他の状況	17 頁
4. グリーン・リスト	17 頁
4.1. 過去に提示された法律意見	17 頁
4.2. 過去における一方当事者に対抗する役務提供	17 頁
4.3. 現在における一方当事者のための役務提供	18 頁
4.4. 他の仲裁人または一方の当事者の代理人との接触	18 頁
4.5. 仲裁人と一方の当事者との接触	18 頁

## 序文

1. 利益相反が、国際仲裁において、ますます問題となってきた。仲裁人は、しばしば、いかなる事実が開示される必要があるかについて分からず、開示について、他の仲裁人が同じ事情ですのと異なった選択を行うことがある。連結しあった企業関係および以前より大型化した国際的法律事務所を含む、国際ビジネスの発展およびその行われ方が、より多くの開示を引き起こし、より決定困難な利益相反の問題を生み出している。仲裁に気乗りがしない当事者が、仲裁手続を遅らせるために仲裁人の忌避申立を利用する、あるいは相手方当事者にその好む仲裁人を得させない機会をより多く持つようになっている。いかに軽微であれ重要であれ、何らかの関係の開示が、仲裁人についての異議申立、忌避申立、仲裁人の辞退または解任に至ることが多すぎる。
2. それ故、当事者、仲裁人、仲裁機関および裁判所は、何が開示されるべきかおよびいかなる基準が適用されるのかについての複雑な決定に直面している。さらに、仲裁機関および裁判所は、異議申立または忌避申立が開示後になされたか否かの困難な決定に直面している。一方では、当事者の、仲裁人の不偏または独立に合理的に疑問を呼ぶ可能性のある事情の開示を受ける権利および公正な審問を受ける権利と、他方では、当事者が希望する仲裁人を選ぶ権利との間に緊張が生じている。法および仲裁規則はいくつかの基準を与えているけれども、その解説には詳細な記述が、その適用には統一性が、欠如している。結果として、国際仲裁コミュニティのメンバーは、かなり頻繁に、開示、異議申立および忌避申立に関する決定に際して異なる基準を適用している。
3. 国際仲裁手続がこのように大きくなっている利益相反の問題によって妨害されないことは、国際仲裁コミュニティの全員の利益になる。国際法曹協会（International Bar Association）の仲裁およびADR委員会（Committee on Arbitration and ADR）は、意思決定のプロセスに役立てる目的で、国際仲裁における不偏および独立ならびに開示に関する、各国内法、裁判所の判断、仲裁規則、ならびに実務上の検討事項および適用を研究するための作業部会のメンバーとして14か国から19人の国際仲裁の専門家<sup>1</sup>を選任した。作業部会は、現存する基準がその適用において十分な明確さと統一性に欠けていると判断した。したがって、作業部会は、いくつかの一般基準（General Standards）および一般基準に関する解説（Explanatory Notes）を示している、このガイドラインを作成した。さらに、作業部会は、その見解によると開示または仲裁人の欠格を正当化するまたはしない特定の事情のリストを提供することにより、従前以上の整合性が獲得され、不必要な忌避申立、仲裁人の辞退および解任を少なくすることができると考えている。レッド、オレンジおよびグリーンで示された、このようなリスト（「適用リスト」）（Application Lists）は、このガイドラインの末尾に掲載されている<sup>2</sup>。
4. ガイドラインは、一般基準に記載された原則に深く根を下ろした、現在の最善の国際実務についての作業部会の理解を反映している。作業部会は、一般基準と適用リストの基礎を、各法域の制定法および判例法、ならびに作業部会のメンバーとその他の国際商事仲裁に関係する者の判断および経験に置いた。当事者、代理人、仲裁人および仲裁機関は全て、国際商事仲裁の高

潔、評判および効率性を確保する責任を持っているが、作業部会は、それらの様々な利益のバランスを取ろうとした。特に、作業部会は、企業内弁護士およびその他の国際仲裁に関係する者に加えて、多くの主要な仲裁機関の見解を求め、検討した。作業部会はまた、ガイドラインの案を公表し、2度の国際法曹協会の年次大会およびその他の仲裁人の会合においてコメントを求めた。作業部会が受領したコメントは様々であり、いくつかの批判点を含んでいたが、仲裁コミュニティは、一般的には、増大する利益相反の問題を軽減するのに役立つこの努力を支持し、励ました。作業部会は、受領したコメント全てを研究し、受領した提案の多くを採用した。世界中の非常に多くの機関および個人に作業部会の提案に対して真剣に検討していただいたこと、ならびに受領したコメントおよび提案について、作業部会は心より非常に感謝している。

5. 当初、作業部会は、国際商事仲裁のためにガイドラインを作成した。しかしながら、受領したコメントを踏まえて、ガイドラインは、(商事仲裁と見なされない限りにおいて) 投資仲裁等、他の種類の仲裁にも同様に適用されるべきであると、作業部会は考えている<sup>3</sup>。
6. ガイドラインは、法規定ではないし、適用される国内法や当事者により選ばれた仲裁規則に優先するものでもない。しかしながら、作業部会は、このガイドラインが国際仲裁コミュニティの中で(国際商事仲裁における証拠収集に関する IBA (International Bar Association) 規則 (IBA Rules on the Taking of Evidence in International Commercial Arbitration) と同様に) 一般に受け入れられること、それ故、当事者、実務家、仲裁人、仲裁機関および裁判所が、不偏、独立、開示、異議およびその関連でなされる忌避申立といった非常に重要な問題に関する意思決定のプロセスにおいて役に立つことを期待している。ガイドラインが、健全な常識をもって、杓子定規で過度に形式的な解釈をされずに適用されると、作業部会は信頼している。作業部会はまた、作業部会によりなされた研究を記述し、ガイドラインの解釈に役に立つ可能性のある、「背景と経緯」(Background and History) を公表する。
7. 国際法曹協会および作業部会は、このガイドラインを、プロセスの終わりとしてよりはむしろ、始まりとして見ている。適用リストは、実際によく生じる様々な事情の多くを含んでいるが、包括的であると称するものではないし、することもできない。それでもなお、作業部会は、適用リストが一般基準よりも良い具体的な指針を(現存する基準よりも間違いなく多く) 与えることを確信している。国際法曹協会および作業部会は、ガイドラインの実際の使用についてのコメントを求めており、実際の経験に基づいて、ガイドラインを補足、改訂、洗練することを計画している。
8. 1987年、国際法曹協会は、国際仲裁人倫理規則 (Rules of Ethics for International Arbitrators) を公表した。その規則は、このガイドラインよりも多くの議題を含んでおり、ガイドラインで議論されなかったテーマに関して引き続き有効である。ガイドラインは、ここで取り扱われた事項に関して倫理規則に優先する。

---

注

<sup>1</sup>作業部会のメンバーは、(1) Henri Alvarez、カナダ、(2) John Beechey、イギリス、(3) Jim Carter、アメリカ、(4) Emmanuel Gaillard、フランス、(5) Emilio Gonzales de Castilla、メキシコ、(6) Bernard Hanotiau、ベルギー、(7) Michael Hwang、シンガポール、(8) Albert Jan van den Berg、ベルギー、(9) Doug Jones、オーストラリア、(10) Gabrielle Kaufmann-Kohler、スイス、(11) Arthur Marriott、イギリス、(12) Tore Wiwen Nilsson、スウェーデン、(13) Hilmar Raeschke-Kessler、ドイツ、(14) David W. Rivkin、アメリカ、(15) Klaus Sachs、ドイツ、(16) Nathalie Voser、スイス（報告者）、(17) David Williams、ニュージーランド、(18) Des Williams、南アフリカ、(19) Otto de Witt Wijnen オランダ（議長）である。

<sup>2</sup>ガイドラインの詳細な背景情報は、BLI5 巻3号、Business Law International 2004年9月号433-458頁に公表され、国際法曹協会のウェブサイト、[www.ibanet.org](http://www.ibanet.org)で入手可能である。

<sup>3</sup>同様に、このガイドラインは、仲裁手続の当事者である国家または国営事業者によって仲裁人として選定された公務員および官僚にも準用されるべきであるとの意見を、作業部会は持っている。

## 第1章 不偏、独立および開示に関する一般基準

### (1) 一般原則

いかなる仲裁人も、選定を受諾する時において不偏かつ当事者から独立でなければならず、かつ、終局判断がなされまたはそれ以外により手続が最終的に終結するまでの仲裁手続の全ての期間において、これを維持するものとする。

#### 一般基準1の解説

作業部会は、各仲裁人は、仲裁人として活動するよう選定を受諾する時において不偏かつ当事者から独立でなければならず、かつ、仲裁手続の全過程においてこれを維持しなければならない、という国際仲裁における基本原則に従った。作業部会は、終局判断を争うことのできる期間にまでこの義務を拡張すべきであるか否かについて検討し、これを否定した。作業部会は、仲裁廷により終局判断がなされまたはそれ以外により（例えば和解により）手続が最終的に終結する時に仲裁人の当該義務も終了する、という見解を採用した。仮に取消または他の手続の後にその紛争が同じ仲裁人の下に再び持ち込まれた場合、新たに一連の開示が必要となり得る。

### (2) 利益相反

- (a) 仲裁人は、不偏または独立であるという自らの能力についての何らかの疑いを抱くのであれば、選定の受諾を辞退し、仲裁が既に開始している場合には仲裁人としての活動を継続することを拒むものとする。
- (b) 当該事実について知識のある合理的な第三者の観点から仲裁人の不偏または独立について正当な疑いを生じさせる事実または事情が存在し、または選定以後生じた場合には、当事者が一般基準(4)に規定された要件に従って仲裁人を承認しない限り、同様の原則が適用される。
- (c) 合理的かつ知識のある第三者であれば、仲裁人がその判断に到達する過程において当事者の提示した事件の実体以外の要素によって影響を受ける可能性があるという結論に到達するであろう場合には、疑いは正当なものである。
- (d) 当事者と仲裁人とが同一である場合、仲裁人が仲裁の当事者である法人の代表者である場合、または仲裁人が問題の事柄に重大な財務上のもしくは個人的利害を有する場合には、仲裁人の不偏または独立についての正当な疑いは必然的に存在する。

#### 一般基準2の解説

- (a) 仲裁人自身の観点から見て現実の偏見がある場合、その選定を辞退しなければならないことは、あらゆる仲裁人の主たる倫理的指針である。この基準は、手続の段階のいかんにかかわらず適用されるべきである。この原則は余りに自明であって、多くの国内法は明示的には定めていない（例えばUNCITRALモデル法第12条参照）。しかし、作業部会は、これをガイドラインにおいて明示的に示すことは、仲裁廷に係属する手続において混乱を避け、また、確信をもたらすので、一般原則に盛り込んだ。加えて、作業部会は、「不偏かつ独立である能力についての何らかの疑い」という広範な基準が、仲裁人の選定の辞退に結びつくであろうと考える。
- (b) 作業部会は、基準ができる限り一貫して適用されるよう、欠格のテストは客観的なものであるべきであると考え。作業部会は、広く採用されているUNCITRALモデル法第12条に由来する「不偏または独立」という用語を使用し、また、客観的に適用されるべきものとして、UNCITRALモデル法第12条(2)に規定された仲裁人の不偏または独立についての正当な疑いを基準とする外観テスト（合理的な第三者のテスト）を用いる。一般基準3(d)の解説に記載されているように、この基準は、手続の段階のいかんにかかわらず適用されるべきである。
- (c) 正当な疑いの基準が適用される大抵の法や規則は、この基準を更に定義はしていない。作業部会は、この一般基準が正当な疑いを判断するためのいくばくかの手がかりを提供すると考える。
- (d) 作業部会は、何人も自己の審判官であることを許されないという見解を支持する。すなわち、仲裁人と当事者とが同一であってはならない。作業部会は、この事情を当事者が放棄することはできないと考える。同じ原則は、例えば取締役のような仲裁の当事者である法人の代表者または問題の事柄に重大な財務上の利害を有する者に、適用されるべきである。この原則の重要性から、この放棄不可能な事情は一般基準の1つとされ、その例が放棄不可能なレッド・リストの中に定められている。

一般基準は、「同一」および「代表者」の用語を意図的に用いている。作業部会は、受領したコメントに照らし、これらの用語を拡張すべきかまたは更に定義すべきかを検討したが、これを否定した。作業部会は、当事者の被用者または公務員が正式の代表者と同一でなくとも類似の地位にあり得る事情が存在することは理解しているが、この原則を定めるだけで十分であろうと判断した。

### (3) 仲裁人による開示

- (a) 当事者の見地から仲裁人の不偏または独立についての疑いを生じさせ得る事実または事情が存在する場合、仲裁人は、当該事実または事情を、選定の受諾より前にまたはその後であればそれらを知り次第可及的速やかに、当事者、仲裁機関またはその他の仲裁人選定機関（もし存在しかつ適用される機関規則によって開示が要求されるのであれば）、および共同仲裁人（もし存在するのであれば）に対し、開示しなければならない。
- (b) 一般基準1および2(a)より、開示をした仲裁人は、開示された事実にもかかわらず、自己が不

偏かつ当事者から独立であり、したがって、仲裁人としての任務を果たすことができると考えることとなる。さもなければ、仲裁人は、当初の指名もしくは選定を辞退または辞任しているであろう。

- (c) 仲裁人がある事実または事情を開示すべきか否かに関するいかなる疑いも、開示の方向で解決されるべきである。
- (d) 開示されるべき事実または事情が存在するか否かを検討する際には、仲裁人は、仲裁手続が初期であるか後の段階にあるかを考慮に入れないものとする。

### 一般基準3の解説

- (a) 上記の一般基準2(b)は、仲裁人の欠格についての客観的テストを定める。しかし、開示に関する多様な配慮により、開示の適切な基準は異なり得る。開示についての純粋な客観的テストは、分析した法域の大多数および UNCITRAL モデル法に存在する。それにもかかわらず、作業部会は、当事者は関連している可能性があると自らが考えるいかなる事情についても十分に知らされることに関心があると認識している。開示テストが当事者の観点を反映すべきであるという多くの仲裁機関が確固として持つ見解（それらの規則に反映されており、かつ作業部会に対して表明された）により、作業部会は、幾多の議論の末、開示についての主観的なアプローチを原則として受け入れた。作業部会は、ICC 規則第7条(2)の用語をこの基準のために採用した。しかし、作業部会は、この原則が制限なしに適用されるべきではないと考える。一部の事情は客観的テストの下で決して欠格に結びつかないであろうから、それらの事情は、当事者の観点にかかわらず、開示される必要がない。主観的テストに対するこれらの制限は、開示が要求されない事情を列挙するグリーン・リストに反映される。同様に、二つのテスト（欠格についての客観的テストと開示についての主観的テスト）は明確に相異なり、一般基準3(b)に反映されるとおり、開示が自動的に欠格に結びつくものではないことを、作業部会は強調する。仲裁人は、いかなる事実を開示すべきかを決定する際に、当事者が居住しまたは国籍を有する国の知る限りの文化および習慣を含め、知っている全ての事情を考慮に入れるべきである。
- (b) 開示は、利益相反の承認ではない。当事者に開示をした仲裁人は、開示された事実にもかかわらず、自己が不偏かつ当事者から独立であると考え、さもなければ、指名を拒絶し、または辞任しているであろう。開示をする仲裁人は、したがって、その任務を果たすことができると感じている。開示の目的は、当事者に、仲裁人の評価に同意するか否かを判断させ、望むのであれば事情を更に調査させることである。作業部会は、この一般基準の公表が、開示は仲裁人を欠格させるに十分な疑いを示すという誤解を除去することを望む。そうではなく、いかなる忌避も上述の客観的テストが満たされる場合にのみ認められるべきである。
- (c) 不必要な開示は、しばしば、開示された事情が仲裁人の不偏または独立性に影響を及ぼすであろうという誤った暗示を当事者の心理に生じさせる。このように、過度の開示は当事者の仲裁手続に対する信頼を不必要に蝕む。それにもかかわらず、議論を経て、作業部会は、仲裁人は疑いがあれば開示すべきであることを一般基準に明示的に定めることが重要であると考え。仲

裁人が開示すべきであると感じたが専門家の秘密保持に関する規則その他の実務上の規則がその開示を妨げる場合には、仲裁人は選定を受諾すべきではないかまたは辞任すべきである。

- (d) 作業部会は、(一般基準 2 に定められたように) 開示または欠格が仲裁の特定の段階に左右されるべきではないとの結論を下した。仲裁人が開示し、選定を辞退もしくは任務遂行の継続を拒むべきか否か、または当事者による忌避が認められるべきか否かを決定するために、事実および事情のみが関連するのであり、その時点の手続の段階や辞退の結果は関連しない。実務的には、機関は仲裁手続の初期と後の段階を区別する。同じく、裁判所も異なる基準を適用する傾向がある。それでもなお、作業部会は、仲裁手続の段階における区別がなされるべきではないことを明らかにすることが重要であると考え、仲裁が開始された後に仲裁人が辞任しなければならない場合の実務的な懸念はあるものの、仲裁の段階に基づく区別は一般基準と矛盾するであろう。

#### (4) 当事者による放棄

- (a) 仲裁人による開示の受領の後または当事者が仲裁人の潜在的な利益相反を構成し得る事実または事情を知った後 30 日以内に、当事者がその仲裁人について明示の異議を申し立てない場合、この一般基準の(b)項と(c)項を条件として、当事者は当該事実または事情に基づく仲裁人のあらゆる潜在的な利益相反を放棄したとみなされ、その後の段階において当該事実または事情に対するいかなる異議も申し立てることができない。
- (b) ただし、一般基準 2(d)に記載の事実または事情が存在する場合、当事者によるいかなる放棄も、また、当事者による同人を仲裁人とするいかなる合意も、無効とみなすものとする。
- (c) 放棄可能なレッド・リストに例示されているような利益相反が存在する者は、仲裁人となるべきではない。これにかかわらず、以下の条件を満たす者は、仲裁人としての選定を受け、または仲裁人としての活動を継続することができる。
- (i) 全ての当事者、全ての仲裁人および(もし存在すれば)仲裁機関またはその他の仲裁人選定機関は、利益相反についての十分な知識を有さなければならない。
- (ii) 全ての当事者は、利益相反にもかかわらずその者が仲裁人となることに明示の同意をしなければならない。
- (d) 仲裁人は、手続のいかなる段階においても、紛争の和解による解決を斡旋することができる。しかし、その前に、仲裁人は、そのように活動することが仲裁人としての任務継続につき仲裁人を欠格させるものではないことについて、当事者の明示の合意を得るべきである。当該明示の合意は、当該手続への仲裁人の参加からまたは当該手続において仲裁人が知り得る情報から生じ得るいかなる潜在的な利益相反をも有効に放棄するとみなすものとする。仲裁人の斡旋が事件の最終的な和解に結びつかない場合でも、当事者はその放棄に拘束され続ける。しかし、一般基準 2(a) との一貫性から、当該合意にかかわらず、和解手続への関与の結果仲裁人が将来の仲裁手続において不偏または独立を維持する自己の能力に疑いを持つに至った場合には、仲

裁人は辞任するものとする。

#### 一般基準4の解説

- (a) 作業部会は、一定の時間制限内の当事者による明示の異議という要件を提案する。作業部会の見解では、この時間制限は、関わりを拒む当事者にも適用されるべきである。
- (b) この一般基準は、一般基準4(a)が一般基準2(d)の放棄不可能な定めと調和するように盛り込まれている。かかる事情の例は、放棄不可能なレッド・リストに記載されている。
- (c) 放棄可能なレッド・リストに例として記載されるような深刻な利益相反の場合でも、当事者はそのような者を仲裁人として用いることを望み得る。ここでは、当事者自治と不偏かつ独立した仲裁人のみを確保したいという願望とを均衡させなければならない。作業部会は、当事者が十分に事情を知らされた上での明示の放棄をする場合にのみ、そのような深刻な利益相反を有する者が仲裁人となり得ると考える。
- (d) 仲裁手続の過程において当事者の紛争が和解に至るよう仲裁廷が斡旋するという概念は、一部の法域で十分に確立しているが、その他では確立していない。そのような手続が開始する前になされた事情を知らされた上での当該手続に対する当事者の同意は、潜在的な利益相反の有効な放棄とみなされるべきである。いくつかの法域では署名が要求される文書による同意とは対照的に、一般的には明示の同意で十分である。実務上、明示的放棄の要件は、かかる同意を審問の議事録または速記録においてなすことを許容する。加えて、当事者が仲裁人を欠格させる手段として仲裁人を調停者として用いることを避けるために、一般基準は、調停が不成立の場合においても放棄が引き続き有効であるべきことを明らかにしている。このように、当事者は、仲裁人が和解の過程において知り得ることについてのリスクを引き受ける。当事者は、明示の同意を与える際に、和解手続で仲裁人が斡旋をすることの結果を認識し、それが適当な場合にはこの特別の立場を更に制御することを合意するべきである。

#### (5) 範囲

このガイドラインは、仲裁廷の長、単独仲裁人および当事者選定仲裁人に等しく適用される。このガイドラインは、一部の仲裁規則または国内法により許容され得る独立かつ不偏の義務を負わない非中立的仲裁人には適用されない。

#### 一般基準5の解説

仲裁廷の各構成員は不偏かつ独立である義務を負うため、一般基準は、単独仲裁人、当事者選定仲裁人および仲裁廷の長を区別するべきではない。仲裁廷の事務局については、作業部会は、事務局の現在および将来の不偏かつ独立を確保することは仲裁人の責務であるという見解を採用した。

一部の仲裁規則および国内法は、当事者選定仲裁人が非中立的であることを許容している。仲裁人がそのような役割にある場合には、このガイドラインは、その目的が不偏および独立を保護することであるため、同人に適用されるべきではない。

## (6) 関係

- (a) 潜在的な利益相反が存在するか否かまたは開示を行うべきか否かを判断するために、事実または事情の関連性を考慮する場合、仲裁人の法律事務所による活動は、もしあるなら、個別事件毎に、合理的に考慮されるべきである。したがって、仲裁人の事務所による活動が当事者の一方に関与しているという事実は、自動的に利益相反の原因または開示を行うべき理由を構成するものではない。
- (b) 同様に、いずれかの当事者が仲裁人の事務所と関連する集団の構成員たる法人である場合、かかる事実または事情は、個別事件毎に、合理的に考慮されるべきである。したがって、この事実は、それだけで、自動的に利益相反の原因または開示を行うべき理由を構成するものではない。
- (c) いずれかの当事者が法人である場合、当該法人の支配人、取締役および監督機関の構成員ならびに当該法人に対してこれらに類する支配的な影響力を有する者は、当該法人と同視されるものとする。

## 一般基準6の解説

- (a) 法律事務所の規模の拡大傾向は、今日における国際仲裁の実態の一部として、考慮に入れられるべきである。自ら選択した仲裁人を利用する当事者の利益と国際仲裁の不偏および独立に対する信頼維持の重要性との間に均衡を保つ必要がある。作業部会の意見では、仲裁人は、原則として、自己の法律事務所と同視されなければならないが、それにもかかわらず、仲裁人の事務所による活動が自動的に利益相反を構成するものとするべきではない。かかる活動の関連性、例えば当該法律事務所による作業の性質、時期および範囲が、個別事件毎に、合理的に考慮されるべきである。作業部会は、法律事務所と当事者の関連性ある結び付きは、法律事項に関する代理以外の活動を含むことがあるため、「代理」ではなく「関与」の語を使っている。
- (b) 仲裁の当事者が会社グループの構成会社である場合、利益相反について特別な問題が生じる。前項におけると同様、作業部会は、個々の企業構造の取り決め方が非常に多様であるために、機械的な規則は適切でないと考えている。その代わりに、同一の会社グループ内における別の法人との関係という特定の状況が、個別事件毎に合理的に考慮されるべきである。
- (c) 国際仲裁の当事者は、通常、法人である。したがって、本一般基準は、どの個人を実質的に当事者と考えるべきかを明らかにしている。

## (7) 仲裁人および当事者の責務

- (a) 当事者は、自己（または同一の会社グループの別の会社）と仲裁人との間の直接または間接の関係について、仲裁人、仲裁廷、他の当事者および仲裁機関もしくはその他の選定機関（もしあれば）に知らせるものとする。当事者は、手続開始前にまたはかかる関係を認識後可及的速やかに、率先してこれを行うものとする。
- (b) 一般基準 7(a)を遵守するために、当事者は、既に自己に入手可能となっている情報を提供するものとし、また、公衆に利用可能な情報の合理的な調査を行うものとする。
- (c) 仲裁人は、合理的な照会を行って、潜在的な利益相反および自らの不偏または独立を問題視させ得る事実または事情を調査する責務を負う。潜在的な利益相反事由の不開示は、仲裁人が調査を合理的に試みようとしなない場合においては、認識の欠如によって免責されない。

### 一般基準 7 の解説

仲裁人の不偏または独立に関する実体上の理由がない異議による濫用リスクを減じるために、当事者が仲裁人との関連性のある関係を開示することは必要である。加えて、仲裁の当事者または潜在的当事者は、始めに、本一般基準を適用すると仲裁人の不偏および独立に影響する可能性のある公衆に利用可能な情報を確認および開示する合理的な努力を払うことを要求されている。同様の調査を行うこと、そして自己の不偏または独立を問題視することになり得る情報を開示することは、仲裁人または仲裁人となろうとする者の義務である。

## 第2章 一般基準の実際の適用

1. 作業部会は、ガイドラインが実務的に重要な影響を持つのであれば、ガイドラインは今日の仲裁実務において生じる可能性の高い事情を反映すべきであると考えます。ガイドラインは、いかなる事情が利益相反となるか否か、あるいはいかなる事情が開示されるべきかについて、仲裁人、当事者、仲裁機関および裁判所に具体的な指針を与えるべきである。  
この目的のため、作業部会のメンバーは各判例法を分析し、生じる可能性のある事情を以下の適用リストに分類した。これらのリストはむしろ全ての事情を含有することはできないが、多くの事情において指針を与えるものであり、作業部会は、これらのリストを可能なかぎり包括的にするよう求めてきた。いかなる場合でも、一般基準が規制すべきである。
2. レッド・リストは、「放棄不可能なレッド・リスト」（一般基準2(c)および4(b)参照）および「放棄可能なレッド・リスト」（一般基準4(c)参照）の2つの部分から成る。これらのリストは、所与の事案の事実に依り、仲裁人の不偏および独立について正当な疑いをもたらす具体的な事情、すなわち、そのような事情では、関連事実に関する知識を持っている合理的な第三者の観点から客観的な利益相反が存在することになるわけであるが（一般基準2(b)参照）、そのような事情の非網羅的列挙である。放棄不可能なレッド・リストは、何人も自己の審判官となることはできないという大原則から導かれる事情を含む。したがって、そのような事情の開示では利益相反を治癒できない。放棄可能なレッド・リストは、深刻とまでは言えないが重大な事情を含む。オレンジ・リストに記載されている事情とは違い重大であることから、一般基準4(c)に記載されているように、当事者が利益相反の事情を承知した上で、それでもなおそのような人に仲裁人として活動させる意向を明示的に述べたときに限り、このような事情は放棄可能と見なされるべきである。
3. オレンジ・リストは、（所与の事案の事実に依り）当事者の見地から仲裁人の不偏または独立についての正当な疑いをもたらす可能性のある具体的な事情の非網羅的列挙である。それ故、オレンジ・リストは、一般基準3(a)に該当する事情を反映しており、したがって、仲裁人はそのような事情を開示する責務を持つ。これら全ての事情において、開示後、適時に異議が申し立てられない場合は、当事者は仲裁人を承認したものとみなされる（一般基準4(a)）。
4. 上述のように、このような開示が自動的に仲裁人の欠格をもたらすべきではないことは、強調されるべきである。欠格についてのいかなる推定も開示から生ずるべきではない。開示の目的は、客観的に、すなわち、関連事実に関する知識を持っている合理的な第三者の観点から、仲裁人の不偏または独立についての正当な疑いがあるか否かを決定するために、当事者が更なる調査を希望する可能性のある事情を、当事者に知らせることである。正当な疑いはないという結論になれば、その仲裁人は活動することができる。当事者から適時に異議が申し立てられない場合や、放棄可能なレッド・リストに列挙されている事情において、一般基準4(c)に従った当事者による明確な承認がある場合にも、仲裁人は活動することができる。当然ながら、一方の当事者が仲裁人の選定について忌避を申し立てても、その忌避申立について決定しなければならぬ機関がその忌避申立は欠格の客観的テストの要件を満たさないと決定したときは、仲

裁人は活動することができる。

5. また、仲裁人が当該事実や事情を開示しなかったという事実を根拠とする後日の忌避申立は、非選定、後日の欠格または仲裁判断に対する異議の認容を自動的にもたさすべきではない。作業部会の見解では、非開示によって仲裁人を偏ったもしくは独立の欠けたものとするはできず、仲裁人が開示しなかった事実または事情のみがそれができる。
6. グリーン・リストは、関連する客観的な観点からみて、利益相反が存在しないように見え、そして事実存在しない具体的な事情の非網羅的列挙である。したがって、仲裁人にグリーン・リストに該当する事情を開示する責務はない。作業部会の意見では、一般基準 3(a)の解説で既に明らかにしたとおり、開示は合理性に基づいて限定されるべきであり、事情によっては、客観的テストは、「当事者の見地」による全くの主観的テストより優先されるべきである。
7. オレンジ・リストのいくつかの事情で使用されている時間制限から外れた事情は、特に記載されてはいなくても、一般的にグリーン・リストに入るとみなされるべきである。それでもなお、仲裁人は、一般基準に基づき適切と考えたなら開示を望むかもしれない。リストで使用されている時間制限についてかなり議論されてきたが、作業部会は、記載された制限は適切で、現在唯一指針を与えるものであるとの結論を出した。例えば、オレンジ・リスト 3.1 の 3 年という期間は、ある事情においては長すぎるであろうし、また別の事情においては短すぎるかもしれない。しかし、作業部会は、事案の特別な事情に従うが、その期間は、適切な一般的基準であると考えている。
8. 記載された事情の境界線は、しばしば不明確である。特定の事情が、あるリストではなく、別のリストに載っているべきであるか否かは、議論され得る。リストはまた、様々な事情において、「重大な」というような外縁を定め得ない規範を含んでいる。作業部会は、受領したコメントを踏まえて、これら 2 つの問題を幅広く繰り返し議論してきた。作業部会は、リストに反映されている判断は、最大限可能な限り国際的原則を反映しており、各事案の事実や事情に照らして合理的に解釈されるべき規範をさらに定義することは、非生産的であろうと考える。
9. そもそもグリーン・リストがあるべきか否かについて、また、レッド・リストに関しては放棄不可能なレッド・リストの事情が当事者自治の観点から放棄可能であるべきか否かについて、かなりの議論があった。第 1 の問いについては、作業部会は、開示の主観的テストが絶対的な基準であるべきではなく、何らかの客観的な限界が追加されるべきであるとの判断を維持した。第 2 の問いについての作業部会の結論は、この点に関しては、当事者自治に制限があるというものであった。

1. 放棄不可能なレッド・リスト
  - 1.1. 当事者と仲裁人とが同一であり、または仲裁人が仲裁において当事者である法人の代表者である。
  - 1.2. 仲裁人が、一方の当事者の支配人、取締役または監督機関の構成員であるか、またはこれらに類する管理上の影響力を有する。
  - 1.3. 仲裁人が、一方の当事者または事件の結果について、重大な財務上の利害を有する。
  - 1.4. 仲裁人が、これを選定した当事者またはかかる当事者の関係会社に対して定期的に助言しており、仲裁人またはその事務所が、これにより重大な財務上の収入を得ている。
  
2. 放棄可能なレッド・リスト
  - 2.1. 仲裁人と紛争との関係
    - 2.1.1 仲裁人が、紛争に関して一方の当事者またはその関係会社に、法的な助言を行い、または専門家意見を提供したことがある。
    - 2.1.2 仲裁人が、以前に当該事件に関わったことがある。
  - 2.2. 仲裁人の紛争における直接または間接の利害
    - 2.2.1 仲裁人が、その持分が公開されていない一方の当事者またはその関係会社の持分を、直接または間接に保有している。
    - 2.2.2 仲裁人の近親者<sup>4</sup>が、紛争の結果に重大な財務上の利害を有する。
    - 2.2.3 仲裁人またはその近親者が、紛争に敗れた当事者の側において遡求の責任を負う可能性がある第三者との間に、親密な関係を有する。
  - 2.3. 仲裁人と当事者または代理人との関係
    - 2.3.1 仲裁人が、現在、一方の当事者またはその関係会社を代理するかまたはこれに助言している。
    - 2.3.2 仲裁人が、現在、一方の当事者の代理人である弁護士または法律事務所を代理している。
    - 2.3.3 仲裁人が、一方の当事者の代理人と同じ法律事務所の弁護士である。
    - 2.3.4 一方の当事者の関係会社<sup>5</sup>が仲裁において紛争となっている事項に直接に関係している場合において、仲裁人が、その支配人、取締役、監督機関の構成員またはこれらに類する管理上の影響力を有する地位にある。
    - 2.3.5 仲裁人の法律事務所が、過去において当該事件に関わったが、その関係は終了していて、仲裁人自身はこれに関わったことがない。
    - 2.3.6 仲裁人の法律事務所が、現在、一方の当事者またはその関係会社との間で、重大な商業上の関係を有する。
    - 2.3.7 仲裁人が、これを選定した当事者またはその関係会社に対して、定期的に助言をしているが、仲裁人またはその事務所が、これによって重大な財務上の収入を得ているわけではない。

- 2.3.8 仲裁人が、一方の当事者、一方の当事者もしくはその関係会社の支配人、取締役、監督機関の構成員もしくはこれらに類する管理上の影響力を有する地位にある者、または当事者の代理人との間で、近親者の関係にある。
- 2.3.9 仲裁人の近親者が、一方の当事者またはその関係会社について、重大な財務上の利害を有する。

### 3. オレンジ・リスト

#### 3.1. 過去における一方の当事者への役務提供または事件とのその他の関わり

- 3.1.1 仲裁人が、過去3年以内に、無関係な事件につき、一方の当事者またはその関係会社の代理人を務め、あるいは仲裁人を選定した当事者またはその関係会社に助言しまたはその相談を受けたが、仲裁人と当事者またはその関係会社とは現在継続する関係を有していない。
- 3.1.2 仲裁人が、過去3年以内に、無関係な事件につき、一方の当事者またはその関係会社の相手方の代理人を務めた。
- 3.1.3 仲裁人が、過去3年以内に、一方の当事者またはその関係会社から、2回以上仲裁人に選定された<sup>6</sup>。
- 3.1.4 仲裁人の法律事務所が、過去3年以内に、無関係な事件につき、当該仲裁人が関与することなく、一方の当事者またはその関係会社のために活動した。
- 3.1.5 仲裁人が、一方の当事者またはその関係会社に絡む関連事項についての別の仲裁の仲裁人を、現在務めているかまたは過去3年以内に務めた。

#### 3.2. 一方の当事者への現在の役務提供

- 3.2.1 仲裁人の法律事務所が、現在、重大な商業上の関係をつくることなく、かつ当該仲裁人が関与することなく、一方の当事者またはその関係会社に役務を提供している。
- 3.2.2 仲裁人の法律事務所と収入または報酬を分配し合っている法律事務所が、仲裁廷に係属する紛争について、一方の当事者またはその関係会社に役務を提供している。
- 3.2.3 仲裁人またはその事務所が、日常的に仲裁の一方の当事者またはその関係会社を代理しているが、現在の紛争には関与していない。

#### 3.3. 仲裁人と他の仲裁人または代理人との関係

- 3.3.1 仲裁人と他の仲裁人とが、同じ法律事務所の弁護士である。
- 3.3.2 仲裁人と他の仲裁人または一方の当事者の代理人とが、同じ法廷弁護士（バリスタ）の事務所の構成員である<sup>7</sup>。
- 3.3.3 仲裁人が、過去3年以内に、同じ仲裁における他の仲裁人またはいずれかの代理人と、共同事業者その他の提携関係にあった。
- 3.3.4 仲裁人の法律事務所の弁護士が、同じ当事者またはその関係会社が関与する他の紛争の仲裁人である。
- 3.3.5 仲裁人の近親者が、一方の当事者を代理している法律事務所の共同事業者または被用者であるが、当該紛争を補助していない。

- 3.3.6 仲裁人と当事者の代理人の間に密接な個人的友好関係が存在していることが、専門家としての業務責任または専門家団体もしくは社会的団体の活動とは関わりなく、当該仲裁人と当該代理人が日常的にかなりの時間を共に過ごしているという事実により示されている。
- 3.3.7 仲裁人が、過去3年以内に、同じ代理人または法律事務所から、4回以上選定された。
- 3.4. 仲裁人と仲裁の当事者または他の関係者との関係
- 3.4.1 仲裁人の法律事務所が、現在、一方の当事者またはその関係会社の相手方の側で活動している。
- 3.4.2 仲裁人が、過去3年以内に、例えば元被用者または元共同事業者として、専門家資格において一方の当事者またはその関係会社との関係を有した。
- 3.4.3 仲裁人と一方の当事者もしくはその関係会社の支配人、取締役、監督機関の構成員もしくはこれらに類する管理上の影響力を有する地位にある者または証人もしくは鑑定人との間に密接な個人的友好関係があることが、専門家としての業務責任または専門家団体もしくは社会的団体の活動とは関わりなく、当該仲裁人と当該支配人、取締役、その他の者、証人または鑑定人が日常的にかなりの時間を共に過ごしているという事実により示されている。
- 3.4.4 仲裁人が元裁判官である場合において、過去3年以内に、一方の当事者に関連する重大な事件を審理した。
- 3.5. その他の状況
- 3.5.1 仲裁人が、その持分が公開されている一方の当事者またはその関係会社の持分を、数または額面からみて重要な持分を形成する程度に、直接または間接に保有している。
- 3.5.2 仲裁人が、仲裁係属中の事件に関して、刊行物によるか、発言によるか、またはその他の手段によるかを問わず、特定の立場を公表した。
- 3.5.3 仲裁人が、当該紛争につき仲裁人を選定する権限を有する仲裁機関において、地位を有している。
- 3.5.4 仲裁人が、一方の当事者の関係会社の支配人、取締役、監督機関の構成員またはこれらに類する管理上の影響力を有する地位にある場合において、当該関係会社が仲裁において紛争となっている事項に直接に関連していない。
4. グリーン・リスト
- 4.1. 過去に提示された法律意見
- 4.1.1 仲裁人が、過去に、仲裁においても浮上する問題に関して一般的な意見を（法律雑誌の記事や講演のなかで）公表した（が、その意見は仲裁係属中の事件に焦点を合わせていない）。
- 4.2. 過去における一方当事者に対抗する役務提供
- 4.2.1 仲裁人の法律事務所が、関係のない事項について、仲裁人が関与することなく、一方の当事者またはその関係会社の相手方の側で活動した。

- 4.3. 現在における一方当事者のための役務提供
- 4.3.1 仲裁人の法律事務所と提携関係または協力関係にあるが、報酬または収入を分配し合っていない法律事務所が、関係のない事項につき、一方の当事者またはその関係会社に役務を提供している。
- 4.4. 他の仲裁人または一方の当事者の代理人との接触
- 4.4.1 仲裁人が、他の仲裁人または一方の当事者の代理人と、同じ専門家団体または社会的団体への加入を通じて、関係を有している。
- 4.4.2 仲裁人と一方当事者の代理人または他の仲裁人とが、過去に、共に仲裁人または共同代理人を務めた。
- 4.5. 仲裁人と一方の当事者との接触
- 4.5.1 仲裁人が、その選定より前に、これを選定した当事者またはその関係会社（またはそれぞれの代理人）と最初の接触をしたが、その接触が、当該仲裁人の受任可能性および受任資格または仲裁廷の長の候補者の氏名に限定され、紛争の本案や手続には及んでいない。
- 4.5.2 仲裁人が、その持分が公開されている一方の当事者またはその関係会社の持分を、重大でない量だけ保有している。
- 4.5.3 仲裁人と一方の当事者またはその関係会社の支配人、取締役、監督機関の構成員またはこれらに類する管理上の影響力を有する地位にある者が、過去に、同一事件の仲裁人を務める場合を含めて、共同の専門家としてまたは他の専門家資格において務めた。

本ガイドラインには、各リストの適用上の参照の便宜のために、フロー・チャートが添付されている。ただし、これは、非常に複雑な実態の学究上の考察にすぎないことを強調しなければならない。常に、事件固有の事情が優先する。

---

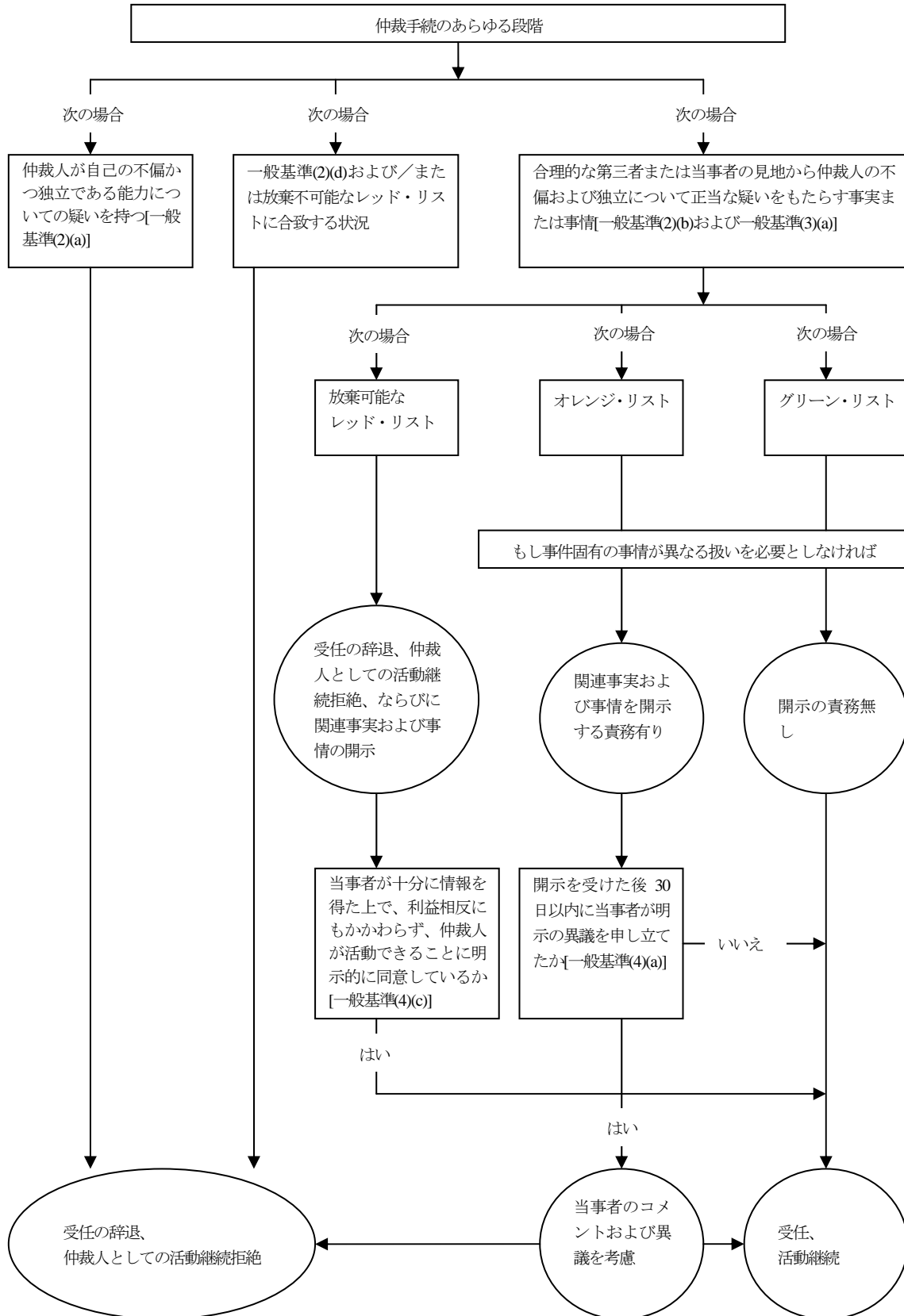
<sup>4</sup> 本適用リストを通じて、「近親者」とは、配偶者、兄弟姉妹、子、親または生涯のパートナーをいう。

<sup>5</sup> 本適用リストを通じて、「関係会社」とは、親会社を含めて、一つの会社グループ内の全ての会社を包含する。

<sup>6</sup> 海事仲裁や商品取引仲裁といった特定の種類の仲裁においては、小規模の専門家候補者リストから仲裁人を抽出するのが実務取扱いであることがある。そのような分野で、別々の事件において当事者が頻繁に同一の仲裁人を選任することが実務慣行である場合に、仲裁の全ての当事者がそのような実務慣行に慣れているであろうときは、この事実の開示は要求されない。

<sup>7</sup> イギリスの法廷弁護士（バリスタ）に関する特別な考慮の問題は、作業部会により発表された背景情報において論じられている。

# 国際仲裁における利益相反に関する IBA ガイドライン フロー・チャート



[後注]

このガイドラインの日本語訳は、日本仲裁人協会（Japan Association of Arbitrators）が2007年1月に作成したものである。具体的な翻訳作業は、同協会の会員4名の弁護士からなるワーキング・グループが担当した。

この日本語訳の作成にあたってはオリジナルである英語版の意味を忠実に伝えることを心掛けたが、ガイドラインの内容については、必要に応じ、英語版を参照して確認されたい。英語版は、

<http://www.ibanet.org/images/downloads/guidelines%20text.pdf>

において入手可能である。